

Title	生産統制と貿易統制：綿業を中心として
Sub Title	
Author	岩田, 仞
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.3 (1938. 3) ,p.369(113)- 392(136)
JaLC DOI	10.14991/001.19380301-0113
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380301-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

生産統制と貿易統制

—綿業を中心として—

岩 田 仞

資本主義経済は本来企業の自由活動を基調としたものであるが、その発展に伴つて自由競争を排除するカルテルを始め企業の獨占體が發達する事は周知の事實である。而して此の獨占體の形成は資本主義經濟を變質せしめ、自由資本主義は拘束資本主義へと移行する。その結果景氣循環過程に於ける自動的自己調節作用は漸次失はれるに至るものである。かくして一九二九年勃發せる世界恐慌は、従來の如き景氣循環の單純な一過程とは異り、企業の自由活動のみを以てしては最早景氣回復を期待し得ない状態となつた。此處に於て従來の如き獨占體の自主的統制以外に國家的統制が登場する。勿論自由資本主義時代に於ても、國家の干渉統制は存在した。併し乍らそれは企業の自由活動を助長するか、或ひは修補する限りに於てのみ部分的に行はれたのである。然るに企業の自由活動が國民經濟の發展を約束し得なくなつた今日要請される所の國家的統制は、恐慌克服の爲めの國民經濟全面に互るものである。又最近に於ける國家統制は、恐慌の克服と云ふ事以外に、更に、重要な課題が與へられて居る。云ふ迄も

無く、それは國民經濟の戰時體制への編成替である。現在の世界政治情勢は大戦前を髣髴たらしめるものがあり、近代戰の特質が單なる武力戰では無くして經濟戰である事からして、各國は競つて戰時經濟的目標に向つて、國民經濟を調整統制する事に邁進して居る。かくして國家的統制は急速度を以て強化せしめられつゝあるのである。

我が國民經濟も亦世界經濟の一環として當然右の如き過程を進んだ。日本資本主義の發展期に於ては、カルテルに依る自主的統制が支配的であつた。勿論當時にあつても國家的統制として、明治十七年十一月同業組合準則、明治三十年四月重要輸出品同業組合法、明治三十三年重要物産同業組合法等の制定を擧げる事が出来やう。併し乍ら、之等は中小工業に對する國家的統制ではあるが、何れも自由資本主義時代の統制の埒内にある。即ち資本主義の發展に伴つて大規模工業の發達をみ、その結果企業の自由活動が大規模工業のそれに限られ、中小工業との間に懸隔が生じる、従つて中小工業は大規模工業に對抗する爲めに企業結合を必要とするのであるが、その企業活動が狹隘な爲め國家權力に依る法的制度とならざるを得ないのである。

而して世界大戦中に於ける我が國民經濟の飛躍的發展の後に襲つた反動は、國家的統制を要求し、大正十四年三月の重要輸出品工業組合法、輸出組合法の公布となつた。更に昭和六年の金解禁に基くデフレーションは世界恐慌の重壓と相俟つて、國家統制をより一層強化せしめたのである。昭和六年四月の工業組合法並びに輸出組合法の改正、重要産業統制法の制定、昭和七年九月の商業組合法の制定がその具體的表現である。工業組合法第八條並びに輸出組合法第九條に於て、それ／＼アウトサイダーに對する國家の強制が規定され、重要産業統制法第一條第二條にも同様國家に依る強制の可能な場合を規定して居る。即ち既に國家權力に依つて法制化した中小工業の企業結合に對しては國家的統制を更に強化し、カルテル等に依る大規模工業の自主的統制に對しても、國家は積極的に之を助長

するに至つたのである。

又滿洲事變を契機として我國に於て漸次準戰時體制の確立が要望せられ、今回の支那事變に依つて一躍戰時體制化への國民經濟編成替が行はれつゝある。その結果は從來の如き個別的、消極的國家統制では不充分であり、積極的に統制を一元化する事が要請せられる。即ち重要産業統制法、工業組合法、輸出組合法等の間に於て生ずるに至つた矛盾を止揚して、統一的な國家的統制の確立を圖らなければならぬ。併し乍らその間に於て、一時的にもせよ相互の摩擦對立が発生する事は必然である。我々はその好個の例を綿工業部門に見る事が出来る。即ち綿工業部門の統制は紡績聯合會（重要産業統制法）、日本綿織物工業組合聯合會（工業組合法）、日本綿糸布輸出組合聯合會（輸出組合）の三者鼎立の状態である。之等の間に生産統制、貿易統制を廻つて相互に角逐が行はれた。以下我國綿工業が如何なる過程を経て統制の強化、一元化が行はれるに至つたかを検討しやうと思ふ。

二

綿工業に於ける紡績業部門は早くから近代的産業として成立した。明治十二年政府は綿業保護助成策を實施し、紡績業發展の端初を拓いたのである。全國棉産地二十五ヶ所に紡績所を設置する計畫を建て、明治十一年四月二千錘の紡績機械二組をマシネスタに、翌十二年には更に十組を注文し、明治十三、四年間に之を民間に無利息十ヶ年賦で拂下げた。其の後明治十九年頃より民間に紡績會社の建設が盛んに行はれ、日清戰爭前には既に我國主要工業としてかなりの發達を遂げて居たのである。而して近代的紡績業の發展は、從來の手工業的紡績の没落及びボンベイ綿糸を始め輸入綿糸の減退と云ふ過程として示される。即ち手紡車、手擦紡機、ガラ／＼器械等の紡績は日清戰爭前に殆んど消滅し、明治二十六年には綿糸總生産高の四%を占めて居るに過ぎなかつた。又綿糸の輸入も明治

二十一年以後急減し、明治三十年には綿糸の輸出が輸入を凌駕する状態である。

而して紡績業が従來の家内工業的形態から大規模工場工業的形態へ移行するにつれて、原料棉花の大量供給が要求される。明治政府は先づ棉作維持奨励に努めた。即ち米國より棉花の種子を輸入試植し、棉作奨励を試み、その結果明治十六年には作付反別九萬九千三百八十町六反歩、繰棉産額三千六百六十二萬五千五百五十二片に達した。然るに内地棉花の栽培は良好な成績を擧げる事が出来ず、安價な輸入棉の壓迫に依り漸次衰退するに至つた。かくて原料市場として狭隘な我國に於ては、紡績業は當時より既に原料棉花に關して海外に依存せざるを得なかつたのである。

又紡績業の發達は、當然販賣市場の擴大をも必要とするが、之も國內市場の狭隘な我國に於ては當然輸出の増加に俟たなければならぬ。日清戦争の結果朝鮮市場を支那商人より奪ひ、明治二十九年には孟買に於けるペストの猖獗に依る印度綿糸の對支輸出朴絶を機會に、支那市場を獲得する事が出来たのである。紡績聯合會はその間屢々輸出奨励金の支出を試み、又明治二十七年に於ける綿糸輸出税の廢止、明治二十九年の棉花輸入税の撤廢は、紡績業の發展、特にその海外への進出に役立つた。

以上述べ來つた如く、近代的紡績業は明治三十年頃迄に其の基礎を確立し、其の後に於ける日本資本主義の發達に伴つて順調な發展を遂げるに至つたのである。而して此の紡績業部門に於ける統制は極めて早くから行はれた。即ち明治十五年に紡績同業組合が組織され、二十一年には大日本綿糸紡績同業聯合會、三十五年には大日本紡績聯合會と改稱された。勿論當初は單に同業者の社交的な團體であつたが、漸次カルテル的機能を發揮するに至り、明治二十三年六月より既に生産制限即ち操業短縮を行つて居る。

三

前述せる如く紡績業は早くより大規模工業として成立し、手工業的形態が消滅した結果、自主的統制は比較的容易であり、紡績カルテルの歴史も亦古い。従つてその統制範圍も廣く、現在ではその九割以上を獨占して居る。

然らば紡聯のカルテル的活動は如何なるものであるかと云へば、原料統制、生産統制、販賣統制の三者を擧げる事が出来る。

原料統制 前述せる如く我國紡績業の原料棉花は總て輸入に俟たなければならぬ。従つて原料輸入の獨占到依つてカルテルは強固な統制力を持つ事が出来る。又日本紡績業の飛躍的發展は我國に於ける獨特の混棉技術に依るものと云はれる如く、原料の獲得は我國紡績業にとつて特に重要な問題なのである。而して支那市場に於ける印度糸との競争上明治二十三年より印度棉が輸入されて以來、印度棉花は主要な原料となつて居る。印度棉輸入の端が拓けた當時は、英國の彼阿汽船會社が運送の任に當つて居たのであるが、同社は東洋航路に獨占的勢力を掌握して居た爲め不當の運賃を徴收した。その對策として紡聯は明治二十六年郵船會社と運賃積取契約を締結し、二十九年には改めて日本郵船以外に英國彼阿汽船、埃匈ロイド、伊太利郵船の三社をも加へて四社聯合契約が成立し、其の後大阪商船も之に加盟した。かくて紡聯加盟會社は同盟船に一旦表面運賃を支拂ひ後之より正味運賃を差引いた差額の割戻を受ける事となり、低廉な運賃に依る原料の取得が可能となつたのである。更に此の契約で重要な事は、印棉の積取運送に當り、紡聯加盟會社以外のもの、棉花を同盟船は原則として積取らず、紡聯加盟會社も亦その原料棉花を同盟船以外に積込まないと云ふ運送獨占契約である事である。かゝる印棉積取契約に依つて紡績聯合會は原料、少くとも印度棉に關する限り獨占權を獲得し、原料統制を通じてカルテルとしての強固な基礎を持ち得るに

至つた。事實紡聯は屢々加盟會社中脱退せんとするものに對して、印棉積取の拒絶を以て脅かし統制力を發揮したと云ふ。更に最近昭和十一年五月には、紡聯と日本棉花同業會との間に棉花賣買に關する申合せが行はれ、原料棉花を双方の會員以外に賣買せざる契約を締結し、原料統制の一層の強化が圖つた。

尙ほ右の印棉積取契約の外に原料統制として支那棉水氣検査規則なるものがある。之は棉花の品質に關する統制で粗悪なもの、多い支那棉のみに限られて居る。併し支那棉の消費は僅かなものであり、その統制的機能は稀薄である。

生産統制 之は云ふ迄も無く生産數量の統制即ち操短であつて、紡聯の統制機能中最も重要なものである。明治二十三年以來昭和十一年末迄四十七年間に、十一回の操短が行はれ、その施行期間十九年一ヶ月全期間の四〇、四％に當つて居る状態である、紡績會社は此の操短に依つて需給關係を調節し製品の價格を吊上げ、數次の恐慌を切開いて來た。

其の他生産統制として製品の種類、品質に關するものがあり、昭和三年より實施された綿糸規格申合せである、十六番手以下の太糸に於ては特に註文無き限り左撚たる事、四十番手以上は偶數番手たるべき事を申合せ綿糸の長さ、量目、包裝規格の統一も行つて居る。併し之等は單に技術的のもであつて、カルテル的機能を持つものではない。

販賣統制 紡聯の製品販賣に於ける統制は綿糸に關して昭和五年四月より行はれる様になつた。紡績聯合會は日本綿糸商組合聯合會に加盟する綿糸商以外に製品(綿糸)を販賣せざる事を決議し、日本綿糸商組合聯合會も紡績聯合會加盟會社以外より綿糸を買入れざる事を決議した。かくして綿糸の賣買取引はカルテル相互間に於て獨占的に

行はれる事になつたのである。

四

以上述べ來つた如く紡績聯合會は各種の統制を行つて居る。併し乍ら統制が自主的統制である限り、そのカルテルとしての結合に幾分の弛緩ある事は否定し得ない。例へば印棉積取契約に依る原料印棉の獨占的支配もアウトサイダー撲滅の爲めに完全ではない。即ちそれは印棉の使用が不可避である場合に限られる。然るに最近、綿製品輸出市場たる各殖民地的領域に於ける紡績業の發展の結果、製品の高級化が行はれ、それに伴つて印棉消費から米棉消費エヂプト棉消費へと變化しつゝある。之は印棉積取契約に依る統制力を弱める事に外ならない。

又紡聯の主要なるカルテル的機能は操短に依つて綿糸の供給を調節し價格を吊上げる事にあるが、之のみに依つて企業間の自由競争は排除されない。即ち自由競争は生産能力の擴張し増産と云ふ形で潜在的に行はれる。紡績機械が内地で生産し得るに至つて以來、増産傾向は一層顯著であり、高率の操短を行ひつゝ増産競争は益々激化しつゝある状態である。而して小資本はかゝる激烈な増産競争に堪へ得ず、カルテル内部に於ける大資本との對立を激化せしめる。其處で紡聯は小會社の休鍾免除、新鍾に對する休鍾割合、加重と云ふ手段を採つて居る、併しそれに依つてカルテル内部の角逐が全く消滅するものではない。

更に紡績聯合會の統制力を弱めるものは大紡績會社の外地進出であつて、朝鮮が紡聯の統制外にあるために紡聯の支配から脱れアウトサイダーとしての活躍が可能である。其の他滿洲國及び支那に於ける邦人紡績も同様の意味で紡聯の統制力を攪亂する。

かやうに紡聯カルテルはその内部に幾多の潜在的矛盾を含んで居るとは云へ、原料棉花の購入、製品綿糸の販賣に

於て日本棉花同業會、日本綿糸布商同業會と提携し、綿工業に於て久しく獨占的威力を振つて居たのである。紡聯は規約に示す如く、綿糸紡績業者、織布業者及撚糸業者を會員とし、和式織布製造業者、棉花賣買業者及綿糸賣買業者を準會員として組織され、カルテルとしての統制力は完全に近い。殊に重要産業統制法制定に依り、重要産業の指定を受け、第二條の發動をみないとは云へ、國家に依つてそのカルテル的存在を認められて居るのである。

然るに日本資本主義が國家的統制の段階に入り、工業組合制度が設定されて、綿織業部門に於ても中小機業家の結成する日本綿織物工業組合聯合會が成立した。而して紡績聯合會の統制は紡績業部門に限られ、織布部門に於けるかゝる國家權力を背景に持つた綿工聯の出現は、紡聯にとつて好ましいものではない。

五

綿工業中紡績業部門に於ては前述せる如く大日本紡績聯合會のカルテル的統制は完全である。併し乍ら織布業部門にあつては、紡績聯合會所屬の大規模工業たる織布兼營會社と日本綿織物工業組合聯合會所屬の一般機業地に於ける中小企業とが對立して居る。併し乍ら大戰前迄は兩者の生産分野は判然と區別されて居た。即ち紡績會社の織布兼營に於ては輸出向廣幅物が生産され、一般機業地では内地向小幅物が生産されて居たのである、併し乍ら大戰後支那紡績が發展した結果綿糸輸出が減退して綿織物輸出の増加を來し、その爲めに紡績會社の織布兼營が増加すると共に一般機業地に於ても廣幅物生産に移るもの多く、兩者の分野が不明瞭となるに至つたのである。大まかに云へば輸出綿布中、紡績兼營會社は生地ものを、中小機業は加工物をそれ〴〵獨占的に生産し、晒物は兩者に於ける生産が相半ばして居る状態である。従つて生産品種として、兼營會社では金幅粗布、綾木綿、帆布等を、中小機業では綿三綾、綿サロン、綿ポプリン、小倉、縞子、綿ネル、縮縮等を擧げる事が出来る。

以上の如くその生産分野が大體に於て區別されて居るとは云へ、紡績兼營會社と中小機業との對立は否定し得ない。而して兼營會社は紡聯カルテルに依つて綿織業原料たる綿糸の供給を獨占し、然も大資本を以て大規模經營を行ふ結果、中小機業家にとつては脅威的存在であつた。然るに大正十五年重要輸出品工業組合法が制定されて以來、中小工業のカルテル的結合が獎勵されるにつれて、中小機業家の工業組合が各地に形成されるに至り、漸次その結束を固めて、中小機業の典型的製品たる綿三綾の全國的統制を機會に日本綿織物工業組合聯合會が昭和三年十一月に設立した。かくして織布業部門に於ては、紡績兼營會社の紡聯と、中小機業家の綿工聯と云ふ二大カルテルの並立となつたのである。併し紡聯は織布部門に於て何等の統制を行はず、それに對して綿工聯は一種の法的統制であり、その設立を法律に依つて強制せられるのではないが、その協定は會員外の同業者にも及ぼし法律に依つて服従せしめ得るのである。勿論カルテルとしての本質に紡聯と差異あるものではないが、そのカルテル的統制力が綿工聯に於ては國家權力に依つて保證されて居る點は重要視されなければならない。

六

然らば綿工聯は如何なる統制を行つて居るかと云へば、紡聯の場合と同様に原料統制、生産統制、販賣統制の三者を擧げる事が出来る。

原料統制 綿織部門の原料綿糸は、前述せる如く大規模な大量生産であるからして、中小機業が組合に依つて大量に原料を共同購入を行へば、その間の配給系統を省略し得、生産原價の低下を圖る事が出来やう。併し乍ら現在に於ては大坂府下に於ける工業組合が幾分活潑に綿糸共同購入を行つて居る以外、殆んど實施されてない状態である。原料統制としては此の外に綿糸商との間の綿糸取引約定に關して組合員から報告を求め、製品検査の基礎とし

て居る。以上綿工聯の原料取引は未だ幼稚な段階にあり、此の點に於ては未だ紡聯との角逐は發生しない。

生産統制 生産統制は更に品質統制と數量統制に區別し得る。従來綿工聯は工業組合法に依つて綿製品検査權を持つて居り、數品種に關して自治的検査を行つて居た。之は組合の任意に基くものであつて、工業組合法第八條に依る「強制命令」が發動されない限り、アウトサイダーに對しては強制し得ない。

かゝる自治的検査以外に商工省令「重要輸出品取締規則」に依る法的検査があり、之は昭和十一年十月以降「重要輸出品取締法」と變つた。その對象とする所は、輸出綿織物十八種、綿縮、綿絨、綿ネル、綿ホプリン、綿小倉織、綿三綾、綿サロン(染色せるものを除く)、細綾綿布、變綾綿布、斜綾綿布(大綾綿布を除く)、綿縞子(五枚又は八枚の經縞子以外のものを除く)、綿コード織大戸布(大同布を含む)、縞綿布(色糸又は晒糸で製織した綿布)、無地染綿布、捺染綿布、綿腿帶子である。之等の輸出綿織物は聯合會検査所の検査を受けなければ、賣買、授受、又は地區外搬出が出来ないのであるからして、綿工聯の統制上の効果は少くない。然も此の検査の代行は綿工聯にのみ委託されて居り、その獨占權はアウトサイダーにとつて少なからざる打撃を與へ得る。事實綿工聯は非組合員に對しては、その製品検査の手數料として組合員の三倍を徴收し、又非組合員に對しては出張検査を拒絶すると云ふ差別的待遇を行つて居る。かくて綿工聯は重要輸出品取締法に依つて前列舉の十八種輸出織物に關する限り一元的統制權を完全に把握し、然もそれは法律に依つて保證せられて居るのである。

次に生産數量の統制であるが、之亦輸出綿織物に關するものであり、綿三綾(昭和五年)綿縮、綿ネル(昭和六年)綿サロン(昭和十年)の四品目に付て行はれ、昭和九年より染色加工の統制が開始された。而してその統制方法は一年を上半期と下半期に分け、前年同期の各生産地組合の検査合格數量を基準として各組合に割當てるのである。所

屬組合はその割當てられた數量以上を超過して生産し得ない。たゞ割當數量が一萬反(綿サロンに付ては一萬コーヂ)未滿の組合にあつては超過手數料を納付して其の割當數量の一割迄超過生産なし得る。但し超過生産數量と割當數量とを合して一萬反(一萬コーヂ)を超過し得ない事になつて居る。染色加工統制も亦之と略ぼ同一である。

以上列舉した輸出綿織物の全國的統制以外に、各地組合に依る個別的な生産統制が屢々行はれて居る。併し多くの場合その生産は當該組合の獨占する所でなく、他組合との協調が容易でない爲め效果は擧がらない状態である。

販賣統制 之に付ては取引商の指定と共同販賣の二つを擧げる事が出来る。

綿工聯は輸出向綿三綾、綿縮、綿ネル、綿サロンに關して共同販賣所を設けて所屬組合又は其の組合員の委託に依つて製品の販賣を斡旋して居る。併し乍ら共同販賣製品は任意である爲共販に付せられて居る數量は僅かである。又共同販賣と云つても、商品の受渡も代金の授受も總て當事者が直接に行ふのであつて、共販制度として初步的なものに止まつて居る。尙ほ此の共販以外に綿工聯で獨占的建値を定め、之に基いて販賣させる強制仲介なる規定もある。

又輸出向綿三綾、綿縮、綿ネル、綿サロンに關しては、取引商の指定を行ひ、綿工聯商議員會の指定した輸出業者以外に販賣する事を禁じて居る。之は後述する輸出組合との抗争に於て少なからざる役割を演じるものである。

七

以上述べ來つた如く、織布部門の生産構成に於ては紡績兼營會社と中小機業家とが並立し、紡聯と綿工聯の二カルセルが對立して居る。而して紡聯は綿糸生産の統制のみを行ふのであるからして、織布部門は國家權力を背後に持つた綿工聯の一元的統制であると云つてよい。而して綿工聯の統制權は前述せる如く輸出綿織物の一部に限られ

て居るから、それ以外の製品に關する限り紡聯との間に對立は生じない。併し乍ら紡績會社の織布兼營の増加、加工綿布生産への進出に伴つて、綿工聯の制肘を受けなければならぬ事となり、此處に紡聯對綿工聯の織布部門に於ける統制を廻つて抗争が開始されざるを得ないのである。

昭和十年末現在紡聯加盟會社七十一社中四十四社は織布兼營を行ひ、その中五大會社は加工染色の兼營を實施して居る。従つて紡績會社にとつて綿工聯の統制は重大な關心事である。

先づ重要輸出品取締法に依つて輸出綿織物十八種の検査權が綿工聯に與へられたる事は、紡聯にとつて大きな痛手でなければならぬ。前述せる如く、綿工聯は非組合員に對して検査に種々なる差別待遇を與へて居る。従つて兼營會社は此の不利を避ける爲には、或ひは地方的に工場を組合に加入せしめるか、或ひは直接に綿工聯に加入すると云ふ手段を採らなければならぬのである。かくして紡聯と綿工聯との抗争は先づ此の検査權を廻つて行はれた。

次に綿工聯の生産統制に關してであるが之は始め綿三綾、綿縮、綿ネル等に付て行はれて居た爲めに未だ兼營會社の生産分野と牴觸せず問題は生じなかつた。然るに昭和九年より綿工聯に依る染色加工綿布の生産統制も行はれ、同時に兼營會社も加工綿布生産を開始するに至つた爲め、此處に綿工聯の生産統制を廻つて紡聯と綿工聯の對立が再燃したのである。即ち染色加工綿布の生産割當は昭和八年度を基準とした爲め、それ以後に於て生産を開始した兼營會社はその割當から全く除外される事となる。従つて染色加工品目中、統制以外の輸出物を取扱ふより以外に道はない。然も其後綿工聯の組織が強化され、生産統制の品目が擴大されるにつれ、紡聯は漸次綿工聯の統制下に置かれざるを得なくなる。

かくして織布部門に於ける綿工聯の統制に對して、紡聯は抗争を開始するに至つた。先づ紡聯自體の結成を強化すべく、昭和十一年五月には從來のアウトサイダー十一社を加へた。更に從來の任意カルテルを綿工聯の如く法的カルテルに改組せんとし、綿工聯より獨立した工業組合を兼營會社のみで設立する事を試み、紡織工業組合の設立を議決したのである。それに對して綿工聯が反對運動を開始したのは云ふ迄もない。而して政府の判決は紡聯に不利であつた。即ち紡織工業組合の成立に依つて、同一製品に關する二個の統制關係が生ずるのは統制を亂すものにして、右組合に認可が與へられなかつたのである。

その結果昭和十一年兼營會社の大部分が綿工聯に單獨加入をなすに至つた。即ち一月日清紡、五月松阪木棉、大日本紡、十一月吳羽紡等の綿工聯加入認可を見たのである。かくして織布部門に於ては紡聯は綿工聯の一元統制に一應屈服する事となつた。併し乍ら紡聯の抗争は決して止まつたのではない。商工省に對して、綿工聯の綿布統制に於ける紡績兼營會社の特別取扱を要請すると共に、原料綿糸の供給に於ける壓迫、外地への進出等の形で綿工聯に反撃を加へつゝある。特に綿工聯の統制外にある朝鮮北支への進出は、綿工聯の織布部門統制にとつて大きな痛手でなければならぬであらう。

八

右に述べた如く綿工業の生産部面に於て紡聯對綿工聯の角逐抗争が行はれるつゝあるが、最近に於ける我國の貿易統制の強化につれて綿業統制に新たな問題が発生した。我國の綿工業は原料を總て輸入すると同時に、その製品の大部分は之を海外に再び輸出する。かゝる海外依存性の強い綿工業が貿易統制の影響を著しく受ける事は當然である。

世界恐慌勃發以後各國は貿易の不振に苦しみ、貿易統制の強化に努めたのであるが、我國に於ては大戦後停頓した輸出貿易が昭和六年金本位離脱後再び急速な發展を示すに至つた。併し乍らその結果は當然各國の反撃に會ひ、各國は競つて日貨の輸入防遏に努めた。かくして我國に於ては他動的に貿易統制を強化するの余儀なきに至つたのである。

即ち各國の輸入阻止を目標としての貿易統制強化に相應して、輸出統制の強化が要請せられる。かゝる目的の爲めに動員されたのが輸出組合法である。

輸出組合法は大正十五年に制定された。即ち大正九年の反動以後貿易は不振を極め、その打開策として生れたものである。従つてその制定の當初には單に輸出促進を目指したものであつて、輸出貿易の振興を圖る爲め共同の施設を爲す目的を持つて居たのである。従つてその主たる事業は、委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包装、荷造の他の共同施設。取扱商品の検査その他必要な取締制限、海外市場の調査、新販路の開拓等であり、昭和六年の改正に依つて更に資金の貸付貯金の受入なる事業が付加せられた。斯くの如く當時の輸出組合は輸出促進の機關であり組合數も僅少なものであつた。

然るに昭和八年以後輸出統制の必要にせまられるや、輸出組合の重要性は加はり、組合數も急速に増加した。同時に輸出組合法は昭和九年に改正が行はれ、輸出組合は此處に完全に輸出促進機關より輸出統制機關と變化したのである。即ち、輸出數量及び輸出價額の制限に關する規定が設けられ、輸出組合の統制的機能は強化せられるに至つた。

而して輸出組合には二種あり、一は同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者に依つて組織せられ、他は同一市

場を目的として商品の輸出を業とする者に依つて組織される。而して綿織物(交織物を含む)、同製品及綿織絲は重要輸出品にして商工大臣の指定を受けて居る。綿工業製品に關する輸出組合に於て、輸出統制を行つて居るものは、日本綿糸布印度輸出組合、日本綿糸布東亞輸出組合、日本綿糸布亞米利加輸出組合、日本綿糸布歐阿近東輸出組合、日本綿糸布大洋州輸出組合、日本糸染綿サロン輸出組合等である。而してその統制事項は云ふ迄も無く、輸出統制の爲めの各輸出商に對する輸出割當である。割當は輸出數量の大部分を過去の輸出実績に依り、一部を入札或ひは申出の形式でなされる。

九

生産部面に於ける統制の進展は、輸出業者にとつて打撃である事は云ふ迄もない。即ち生産統制の強化は輸出業者の商品取引上の自由を失ひ、その商人としての機能を消失せざるを得ない。元來資本主義經濟機構に於ける商人の機能は、商品の配給のみに止まらないで、商品の需給従つて價格を自然的に調節せしめる點にある。併し乍ら此の機能は生産者間に何等の統制がなく自由競争が行はれ場合にのみ發揮し得るものである。生産者側にカルテルが結成され生産制限、販賣割當等が遂行されたならば、生産者自身商品の供給を需要に適合せしめる事となり、商品需給の調節機能は生産者の掌握する所となる。かくて商人は單なる商品の配給機關としての意義しか持たなくなり、商人活動の余地は消失してしまふのである。かゝる場合商人は自衛手段として商人自身組織を結成して生産者カルテルに對抗し、生産者との勢力均衡を回復せんと努めるであらう。かくして生産部面の統制強化は必然的に商業部面の統制強化を齎すものである。

我が國綿工業に於ける統制の進展は前述せる所であるが、先づ紡績部面にあつては紡績聯合會に依るカルテルの

結成が早くよりみられた。それに對應して棉花商並びに綿糸商も組織され、日本棉花同業會並びに日本綿糸商聯合會をそれら形成して紡聯と獨占的取引を行つて居る。而して織布業部面にあつては紡績兼營會社と中小機業家とが並列して、生産の全面的統制は單に二部品種に限られ、然も製品は内地向と輸出向とに依つて配給機構が異つて居る爲め、商人の組織化は顯はれなかつた。紡績兼營會社の結成する紡聯カルテルは織布に關しては何等統制を行はず、中小機業家は各地に工業組合を結成するものありと雖も、それは地方的であつて商人の組織化をうながすものではなかつた。

然るに綿工聯の手に依つて輸出物綿三綾の生産統制が全國的規模に於て行はれるに至るや、之を取扱ふ商人に對する影響は驚異的なものであつた。従つて昭和五年秋綿三綾の統制實施の確定と前後して、綿三綾を取扱ふ全國主要綿布問屋並びに輸出業者百餘名が日本綿三綾輸出組合を結成して商人側の組織化を圖つたのである。更に翌年綿工聯から輸出綿三綾に限り當該輸出組合員以外へは所屬組合員を販賣せしめないと云ふ販賣獨占協定を締結するに至つた。

而して綿工聯の生産統制は綿三綾に限る部分的なものである以上、その効果は完全ではない。即ち輸出組合側は此の統制品種綿三綾を避けて、非統制品種たるギンガム、ゼッシー等を輸出する。かくて統制品種綿三綾の需要は激減して工聯の綿三綾生産統制は逆効果を生むに至つたのである。綿工聯はかくる輸出組合側の反撃に對抗する爲めには、綿三綾に代替可能な總ての類似品種に關して生産統制を實施しなければならぬ。かくして綿工聯が其の後綿三綾以外に綿縮、綿ネル、綿サロン等に付ても生産統制を開始したのは前述せる如くである。

かくる綿工聯の生産統制の擴大に伴つて、輸出組合との抗争は漸次激化する事は必至である。昭和九年綿工聯が

綿サロンの全國的統制を企圖するや、輸出組合は關印東印度向輸出に對して積出港制限(關西)及び積替禁止を行ひ、その輸出に關する統制権を確保せんとした。之に對して綿工聯は強制共同販賣制と指定取引先制を實施し、輸出組合員一〇五名中四三名を指定したに過ぎない。かくして綿工聯と輸出組合との抗争は尖鋭化した。結局指定取引先二二名の追加と輸出組合の共同購入實施で妥協の成立をみたのである。

+

前述せる所は國內生産統制の進展に伴つて輸出統制が強化され、兩者の間に摩擦軋轢が生じた場合であるが、生産統制と輸出統制の絡み合ひは、又對外的原因に基く輸出統制強化の必要からも開始される。恐慌下に於ける各國貿易統制の進展、邦品排斥の強化につれて、我國の貿易統制は求償主義の原則に立脚して減退せんとする輸出を一定量確保する事に向けられた。かくる努力は當然輸出の直接的統制、従つて輸出組合の統制強化に俟たなければならぬ。而して輸出統制が強化されば、逆に生産者に對する打撃は少くないのである。輸出業者が輸出統制権を獲得した際には、生産者はその輸出業者との取引に於て不當な壓迫を受ける事は明かである。従つて生産者側も亦之に對抗すべく生産統制の強化を圖らなければならぬ。その間に輸出業者對生産者間の角逐が行はれる事も亦必然である。

綿製品は我國の主要輸出品であり、従つて各國防歴の最も顯著な對象となり、幾多の通商上の紛糾を捲起した。それは先づ對印通商問題から始められた。印度は我國綿布の進出に對して、一九三〇年以降一九三二年迄に四回に互る關稅引上げを行ひ、一九三三年四月には日印通商條約破棄を斷行し、更に同年六月突如綿布關稅を四割から七割五分に引上げ、禁止的高關稅を設定するに至つたのである。かくる印度の邦品排斥の處置に對應して、我國に於

ても印棉不買を決議し、之に對抗する事となつた。その結果日印間に協商の機運起り一九三四年一月新協定の成立の運びとなつたのである。かくて同協定に依り、印度は關稅を引下げると共に、日本の綿布輸出と印棉輸入との間にパーター制が採用され、綿布三億二千五百萬碼に對する棉花百萬俵を基準とし、棉花輸入が一萬俵増加する毎に輸出も五百十萬碼増加する事が協定された。

此の日印協定の結果は、貿易政策上從來の輸出促進主義より輸出統制主義への移行したものと見て劃期的なものである。我國綿織物の對印輸出は同協定の結果印棉一定量の買付を條件とするパーター制に依つて規律せられる事となり、此處に對印綿織物の輸出統制は不可避となつた。かくて一九三三年一月對印輸出綿布の統制の目的から綿織物印度輸出證明規則が制定され、次いで輸出組合法改正に基き三月日本綿織物對印輸出組合の成立となり、同組合に依つて輸出數量統制が行はれる事となつたのである。

その統制方法は一ヶ年輸出數量四億碼中、八割を過去輸出數量に比例して輸出商に割當て、残りの二割は希望者に入札に依つて割當てるのである。かくて輸出統制權は全く輸出組合の獨占する所となり、各輸出商は自己の割當量を確得された結果、綿布買入れに獨占的威力を振ひ、生産者は取引上輸出商の支配下に置かれる事となる。従つて生産者側たる紡績會社にとつて好ましくなく、之に對して異議をはさむのは當然であらう。此處に輸出業者と生産者との間に抗爭が開始されたのである。

而して此の輸出統制を廻つての兩者の對立は、對蘭印綿織物輸出組合が設立され、對印同様の輸出統制が行はれんとするに及び表面化するに至つた。即ち紡績聯合會は對印輸出割當にとり残された事實に鑑み、對蘭印輸出割當に於ては生産者の割當として五割を主張したのである。それに對し輸出組合は八割を過去の實績とし、残りの二割

を入札にすべき事を主張し、結局十一年九月末には對蘭印日本輸出綿織物輸出組合は七對三の割當を決議してしまつた。

其の後對亞爾然丁、對比律賓及香港對中南米、對阿弗利加の輸出組合が設立され、夫々數量統制を遂行した。而して之等海外市場への綿製品輸出は、總額の六割以上に達して居る。従つて輸出統制の進展が如何に生産者にとつて脅威的なものとなつたかは想像に難くない。

十一

最近に於ける各國貿易政策の動向は、單なる封鎖主義より互惠主義、求償主義へと移行して居る。即ち單に輸入を阻止して輸出を促進する事より、貿易差額の均衡を目標に相手國毎に貿易統制を行ふ傾向となつた。交換貿易制度、爲替清算制度等の發展は何れもその顯はれである。

而して我國貿易の市場構成を顧みるに、主要輸入相手國は米、獨等少數國に限られ、輸出は各地に分散して居る。かかる片貿易の傾向は各國の求償主義的動向と相容れない。即ち各國は我國に對して片貿易の調整を要求し、極端な邦品排斥の差別待遇を與へる。従つて我國の貿易の進展を確保する爲めには、入超國よりの輸入を減じて出超國よりの輸入へと轉換せしめなければならぬ。かかる貿易の調整を行ふ爲めには、個別的な輸出組合を以てしては不可能であり、統一的な貿易統制の機構が要請される。而して對印通商問題の場合の如く、輸入品と輸出品が綿花と綿製品と云ふ同一産業部門に屬する場合、更にその輸入商と輸出商とが同一である場合には、問題は生じなかつた。然るに對中南米及び對濠通商問題が紛糾するや、此處に貿易統制の一元化が表面化するに至つたのである。

中南米は農業恐慌の極端な打撃を受け、財政の窮乏、通貨制度の危機を招來し、その對策として極端な爲替管理

政策に依つて國際收支の均衡を死守して居る。従つてその貿易政策も強度の求償主義であり、輸出超過の我國に對しては或ひは極度の輸入防限策と採り、或ひは自國品の買付を要求する。かくして、我國は此の新市場確保の爲め片貿易の調整に積極的に乗り出すに至つたのである。中南米向主要輸出品は綿布及人絹布であり、殊に綿布は南米總輸出額の五五・七%、中米總輸出額の三九%に上り(昭和九年現在)、綿布輸出總額の二〇・四%を占める重要市場である。従つて我國綿業にとつて中南米の輸入減退は痛手であり、何等かの對策を必要とする。然るにその中南米よりの輸入品は羊毛が主たるもので、總額の四〇%に及んで居る。従つて中南米に對する片貿易調整の工作は個別的の輸出組合を以てしては不便である。其處で日本綿糸布亞米利加輸出組合は、日本絹人絹糸布輸出組合聯合會、日本雜貨中南米輸出組合聯合會と共に對中南米貿易振興協議會を組織し、中南米輸出組合聯合會を結成し、片貿易調整を目標に輸出統制を行ふ事となつたのである。即ち右の三者に所屬する各輸出組合は組合員から輸出の都度C・I・E價格の五パーセントを統制手数料として徴收し、その手数料収入を右の各組合所屬の組合員で中南米の物産を輸入する者に輸入補償金として交付し、之に依つて相手國よりの輸入を促進せんとするのである。

右と同様の問題は對濠通商關係に於ても發生した。對濠貿易に於ける主要輸出品は綿織物を始め絹及人絹織物であり、輸入は九割近く羊毛の占める所である。而して一九三三年五月濠洲政府は邦品防遏の目的を以て、綿織物其他に高率關稅を課し、更に輸入許可制度を實施するに至つた。かくて我國は同年六月通商擁護法を發動し羊毛其他に輸入許可制度及び輸入稅の引上げを以て對抗した。その結果濠洲よりの羊毛輸入は三分の一に減少せしめられたのである。而して羊毛總輸入額中濠洲の占むる地位壓倒的のものであり、右の處置は本邦羊毛工業にとつて致命的打撃である。又南米、南阿羊毛の買付に依つて之を補ふとしても多大の犠牲を伴はざるを得ない。かくて綿業の

利益の爲めに羊毛工業が犠牲を負ふのであるからして、當然それは綿業の負擔に於てなされなければならない。而してその負擔は貿易統制の機關たる輸出組合従つて綿製品輸出業者が負ふ事となつた。更に負擔が巨額に上る爲め對濠輸出のみに割當てる事が不可能であり、全輸出組合に割當てるべく日本綿糸布輸出組合聯合會が結成されて全面的統制を行ふ事となつたのである。即ち聯合會に於て綿布一ヤード一厘の調整手数料を徴收し、内九毛を羊毛輸入補償金其他貿易調整資金に當てる。

以上の如く對濠貿易統制を機會に、綿糸布輸出組合の聯合會が生れ全國的統一が實現するに至つたのである。かくして輸出組合に依る貿易統制の強化は生産者に對して逆に支配的地位に立たしめる。即ち從來綿業界をリードせる紡績聯合會は、先に工業組合の爲めに脅かされ、今又輸出組合の爲めに壓迫せられんとして居る。此處に於て紡聯は自己の覇權確保の爲めに最後の努力を拂はんとする。即ち紡聯を中心とした綿業中央協議會の權能を擴大する事に依つて、紡聯の支配下に於て綿工業に關する生産、貿易を通じた一元的統制の實現を圖つたのである。併し乍ら法律的基礎を持たない同協議會の權能擴充は失敗に終つてしまつた。

貿易統制の強化は、更に輸入部面よりも紡聯に壓迫が加へられる事となつた。綿花は主要輸入品であり、片貿易調整の爲めの綿花輸入制限、綿花分散買付等の必要から、綿花輸入統制の強化は必然である。然るに從來輸出組合法のみ實施され、輸入組合法が存在せず、此處に日本綿花同業會は綿工聯と提携して輸入組合結成を圖るに至つた。而して輸入組合の設定は紡聯にとつて原料支配權を脅かされる事であり、紡聯は之に對して抗爭を開始した。前述せる如く我國に於ける綿製品が安價なる一因は、綿花買付の妙味と混綿技術の優秀に求められる。従つて綿花輸入の統制が實施されば、各地綿花の作柄、需給、及び季節關係より生ずる變動に應じた有利な買付を行ふ事が不可

能となる。かくて紡績會社は輸入商の支配下に高價な原料の獲得を余儀なくせしめられる。従つて紡聯は輸入組合の成立に反対し、綿花の自由買付を積極的に主張した。

併し乍ら情勢は輸入統制強化を益々必要ならしめ、昨年貿易組合法の成立に依つて、輸出組合と共に輸入組合の成立が法制化した。かくて紡聯は綿工聯、輸出組合のみならず、輸入組合に依る壓迫をも受けるに至つたのである。

十二

以上述べ來つた如く綿工業に於ける統制強化は、幾多の軋轢を経て今日に至つて居る。而してそれは紡績部門、織布部門、輸出部門等に關して個別的に統制が進展し、それらが自主的統制に委ねられ、國家的統制も單にその相互間の利害の調整と云ふ範圍を出なかつたからである。従つて各統制主體間の對立抗争は激化し、統制の混亂を惹起するに至つた。

然るに支那事變勃發以後、戰時體制を目標に總ゆる國民經濟活動の動員が行はれなければならない情勢に立至つたのである。

各國の輸入防壁の爲め一九三二年以降の我が輸出貿易躍進も漸次鈍化し、一九三六年には七千七十萬圓の入超となり貿易の前途は樂觀を許さないやうになつた。即ち準戰時體制下の軍需品輸入の激増と世界的物價騰貴とが輸入の激増を齎したからである。而して此の國際收支の悪化は極力阻止しなければならぬ。蓋し時局匡救費及び滿洲事變以後急増せる軍事費が赤字財政を生み、公債發行の結果は國內インフレーションの進行となつて顯はれる。此の公債政策の破綻を防ぎ、悪性インフレーションへの移行を止める爲めには、先づ國際收支の改善、爲替相場の維持を必要とする。かくして産金法案、金準備評價法、金資金特別會計法案等一聯の金政策と爲替管理の強化が行はれ、

國際收支の適合、爲替相場の對英一シルニベンス維持を目標に爲替部面よりする貿易統制の強化となつたのである。

然るに支那事變勃發に依り客觀的情勢は更に進んだ、今や國民經濟を直接的に戰爭目的の爲めに編成替をしなければならなくなつた。即ち國內産業の全面的統制が必要となり、その産業の多くが海外に依存して居る我國に於ては、その際貿易統制も亦重要な役割を占めるものである。此の貿易統制強化の必要は、右に述べた爲替の統制と共に直接的に貿易商品を統制する制度を確立せしめた。即ち輸出入品等に關する臨時措置に關する法案が之である。更に右の法案に基いて臨時法出入許可規則が公布され、品目を指定して一種の貿易許可制が實施されるに至つた。

而して貿易は流通部面の問題であるが、流通は生産並びに消費と切離して存在するものではない。貿易部面に於ける統制が強化されるのみであつて、生産並びに消費部面に於ける統制が行はれないならば、其處に混亂が生れる。従つて貿易統制の強化は必然的に生産並びに消費統制の並行的強化、統制の一元化を必要とする。かくして昨年八月「貿易及關係産業の調整に關する法律」が施行された。同法に依つて、貿易の綜合的統制を行ふ爲め、貿易業者のみならずその關係業者及び公平な第三者關係官吏等に依つて統制協議會を設定せしめ、之に依つて統制の大綱を決定し更に統制の結果生ずる關係業者間の利害衝突を調停する事になつたのである。然も統制協議會に依る決定事項は強制的性質が附與されて居る。かくて戰時體制に對應すべく貿易統制の強化を契機として各産業の綜合的統制が企圖されるに至つた。

綿工業に於ても輸出入品等臨時處置法に基いて綿花の輸入制限が行はれ、工業全體に亘つて強力的な一元的統制が實施される事となつた。勿論その場合従來存在する各種の統制團體、即ち日本綿花同業會、大日本紡績聯合會、日本綿織物工業組合聯合會、日本綿糸商組合聯合會、日本綿糸布輸出組合聯合會等が統制機關として動員されるの

は云ふ迄もない。その具體的方法は先づ商工省に於て綿糸統制の大綱を作成し、それに基き綿糸委員に調査立案せしめ、更に關係綿糸團體の協議會に於て検討させるのである。綿糸委員の成案は昨年十月に出來上り、直ちに綿糸調査協議會が開かれ原案を可決し此處に綿糸の全面的統制が確立されたのである。

同案に依る綿糸統制とは次の如きものである。先づ綿花輸入數量を先づ月額五萬擔に制限する。その結果綿糸生産は大體月額三十萬相減少する事となるが、國際收支改善の爲めには製品輸出は従來と同程度に止め、國內消費を節約する事とする。但し輸出が従來以上に増加した場合には綿花輸入もそれに比例して増加せしめる。更に綿花の消費を抑制するに、従價一割程度の綿花統制料を徴収するが、その結果は製品の價格騰貴して輸出の減退する事を恐れ、輸出綿製品に限り割戻金を交付する事となつた。又國內に於ける綿製品の市中取引相場も亦昂騰する恐れあり、その對策として綿糸、綿布の標準物に付て最高標準價格を決定し、毎土曜日に發表する事となつたのである。

以上の如く政府綿糸統制に積極的に乗出す事に依つて、綿糸全部門に亘る一元統制が確立せんとして居る。然らば之に依つて前述せる各種の綿糸團體間に於ける利害の對立抗爭が消滅してしまふであらうか。支那事變を契機として未曾有の國際不安の裡にあつて舉國一致が要望せられつゝある今日、我々は右の如き問を發する前に、先づ各綿糸團體に對して國策支持の積極的態度を要望するものである。

【附記】

資料不足の爲め、概略的記述に終つた。尙ほ紙數の都合に依り引用書目を省略した、讀者の承諒を乞ふ。

校正中、新聞紙上に於て、評議委員會を緩衝地帯として紡聯の綿工聯加入、綿工聯の大改組、綿製品輸出各組合の協議會結成等が報導せられ、綿糸一貫統制實現の日の近きを思はせる。

(一九三八・二・二二)

村騒動の一例——武州橋樹郡木月村

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

こゝに紹介しようとする村の騒動は所謂百姓一揆ではない。地頭又はその用人と村役人とを中心とする一連の訴訟事件である。それ等は權勢と物質的利益とを廻る葛藤であり、人生の如何なる時代にも發見し得る事件である。しかし徳川時代の支配機構の缺陷をよく曝露してゐると共に、その時代の特徴を明示してゐる。殊に私の最も興味多く感じたことは、これが旗本領に起つた事件であり、彼等直參の無能無力を物語つてゐる點である。

私が本誌本年一月號に「領主の困窮と村方の負擔」と題し、領主がその財政的窮乏からその領村の負擔を増加せしむる一例として、文政十三年に武藏國橋樹郡木月村に起つた名主の駕籠訴一件を紹介した。これから述べようと思ふ事件も、それから八年後に、同じ村に起つたもので、それと多少の關聯はある。文政十三年の事件當時の名主常三郎はどうなつたか、今知ることが出來ないが、その後天保二卯年以來兵五郎なる者が名主役を勤めてゐる。さらに元名主に次左衛門なる者がゐるが、天保二年の前年が文政十三年に當るから、常三郎の後とすれば、次左衛門は一年前後名主役をしてゐたに過ぎないことになる。従つてあるひは常三郎以前に名主役をしてゐたのかも知れない。